

凡例	
隣地境界線	----
公私境界線	----
建物外周	——
建物仕切	- -
立上管	○
立下管	○
管の交差	⊥
トラップ	⊕
公設枳	⊙
汚水枳 (インバート)	○
汚水枳 (土だまり)	⊗
ため枳	●
ゲリーストラップ	GT
除外施設	□
掃除口	⊥
床排水等	⊕
和風便所	⊕
洋風便所	⊕
小便器	⊕
手洗い器	⊕
流し台	⊕
浴槽	⊕
通気管	----
新設・増設	赤実線
改設管	赤破線
在来管	赤破線
撤去	黒破線
給水(水道)新設管	青実線
給水(水道)既設管	青破線
井戸給水管	緑実線
井戸	⊕
洗濯機	⊕
給水メーター	⊕
凡例以外の器具等	外輪郭線(名称を入れる)

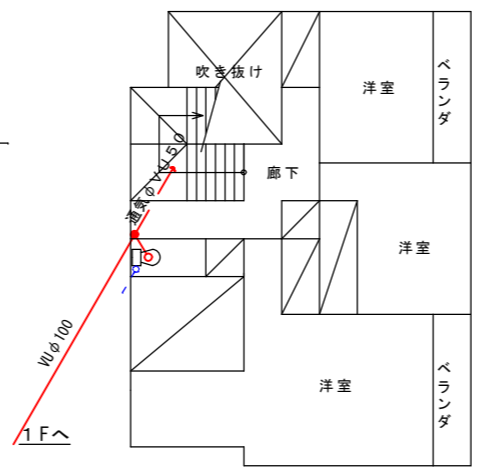
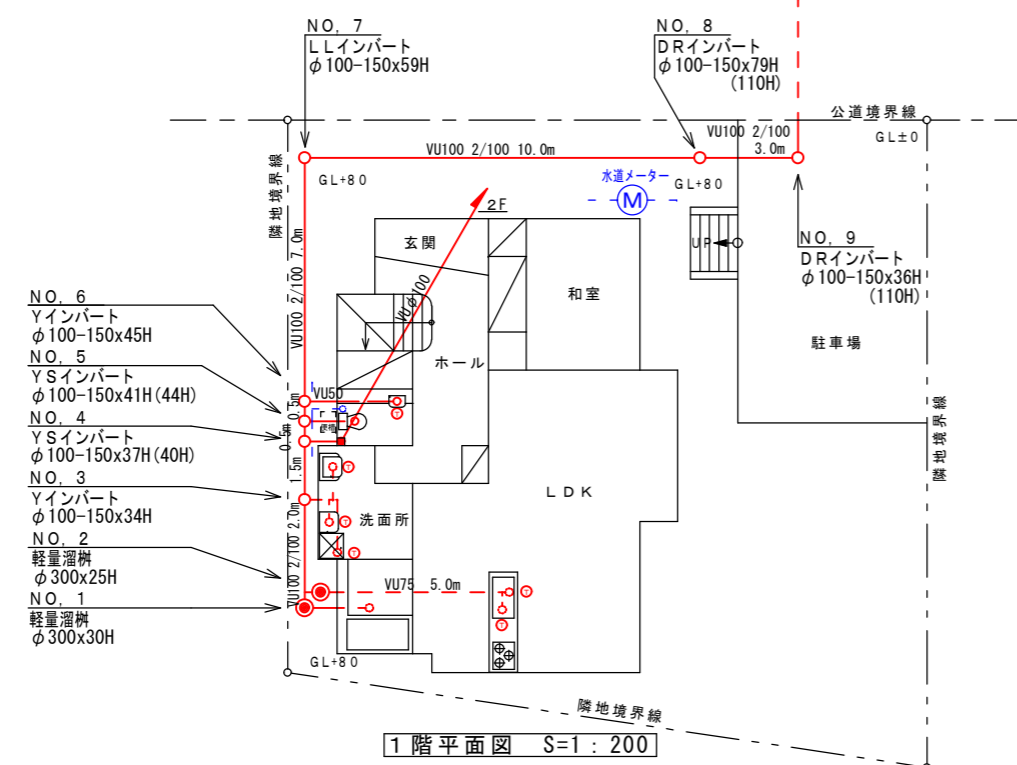
平面図



方位

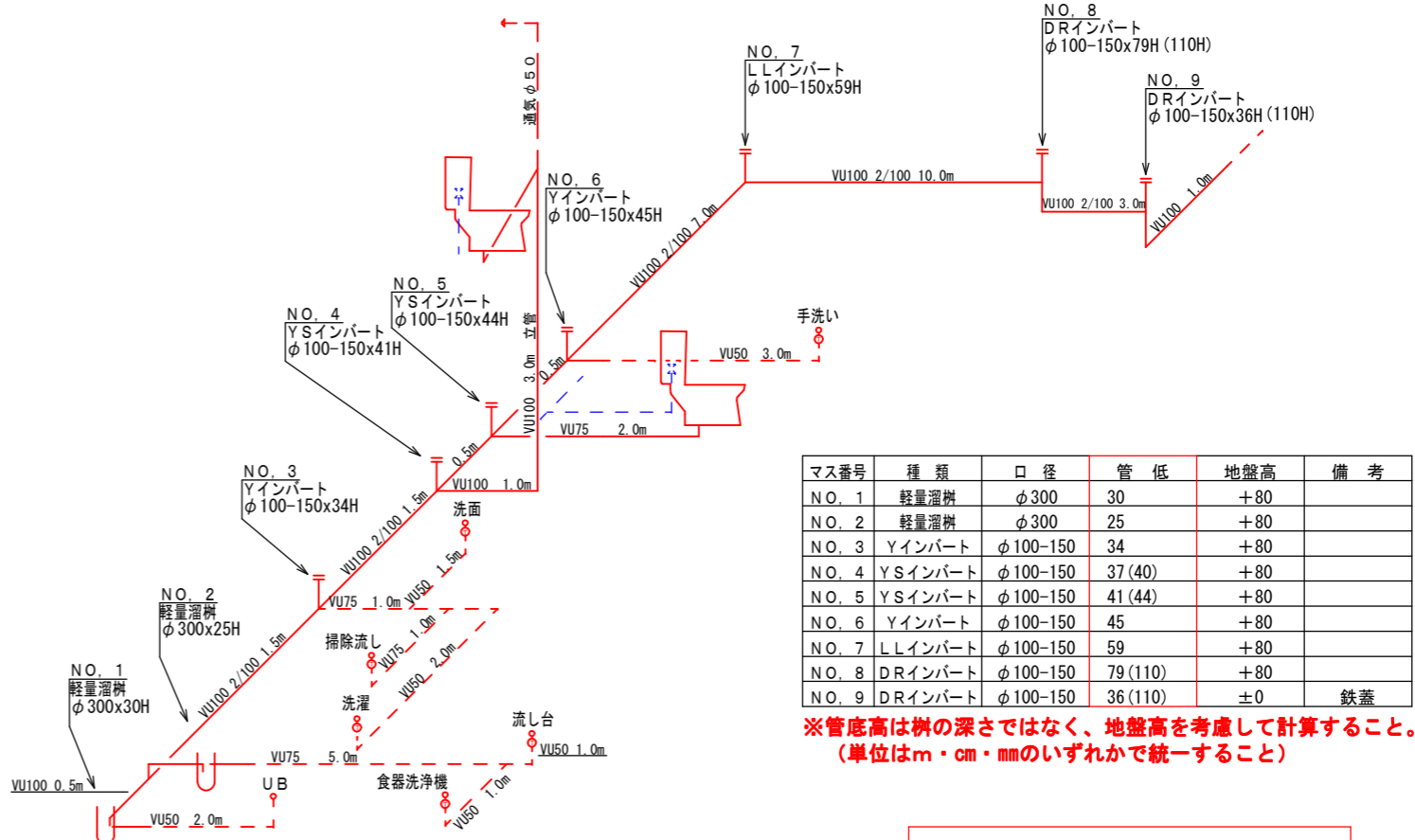
敷地面積に応じ、1/200、1/100、1/50の縮尺にすること。
 内径・管種・勾配・延長・インバートの高さ等を詳細に記入すること。
 水道水等のメーター位置・番号を記入すること。

水道メーター番号 第 〇〇〇〇〇 号



記載例

立面図



マス番号	種類	口径	管低	地盤高	備考
NO. 1	軽量溜枳	φ300	30	+80	
NO. 2	軽量溜枳	φ300	25	+80	
NO. 3	Yインバート	φ100-150	34	+80	
NO. 4	YSインバート	φ100-150	37(40)	+80	
NO. 5	YSインバート	φ100-150	41(44)	+80	
NO. 6	Yインバート	φ100-150	45	+80	
NO. 7	LLインバート	φ100-150	59	+80	
NO. 8	DRインバート	φ100-150	79(110)	+80	
NO. 9	DRインバート	φ100-150	36(110)	±0	鉄蓋

※管底高は枳の深さではなく、地盤高を考慮して計算すること。
 (単位はm・cm・mmのいずれかで統一すること)

簡易水洗便所から水洗便所への切替工事を行う場合、給水配管工事は『諫早市指定給水装置工事事業者』が行い、図面に事業者名及び捺印(代表者印)のこと。

- 位置図と平面図及び立面図の方位を合わせ、図示すること。
 ※やむを得ず平面図立面図の方位が違う場合は、それぞれに図示すること。
- 水道メーター番号を記載し、メーター位置を平面図に図示すること。
- 管種・管径・勾配・延長・管底高を平面図か立面図のどちらかに記載すること。
 ※既設マス区間についても原則全て記載することとするが、確認不可の箇所については勾配、延長、管底高のみの記載で可とする。
- ドロップやステップ付マスを使用している場合、上流側、下流側のマス高を記載すること。
- マスのNo.は最上流をNo.1とし、順次No.を付するものとする。
 ※新設マス、既設マス問わず、一連のNo.とすること。
- 管底表を記載すること。また管底表にはマス番号、種類、口径、管底高、地盤高を記載し、鋳鉄蓋を使用している箇所は、備考欄にその旨記載すること。
 ※平面図と立面図が別紙になる場合は、管底表はどちらかに記載すること可。
- 3階建て以上の建物等、配管や器具の数が増える場合は、汚水系統と雑排水系統を色分けするなどして、見やすくなるように工夫して図面を作成すること。
 また、立面図は地階から最上階までを全て繋げて作成し、A3版に収まらない場合はそれ以上のサイズで出力するか、図面データをCD-R等で提出すること。
- トラップや器具名称等の記載を漏れなく行うこと。
- 平面図には隣地境界線を記載し、便槽及び浄化槽位置も図示すること。

(注) 給水設備の一部を変更する場合は、諫早市給水設備指定工事店の承認(印)が必要。

(注) この用紙に収まらない場合は、別図として添付すること。